

令和元年6月27日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

議第30号 臨時代理の承認を求めることについて

議第31号 草津市教育委員会事務外部評価委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第32号 草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第31号

草津市教育委員会事務外部評価委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和元年6月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会事務外部評価委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市教育委員会事務外部評価委員会委員に委嘱することにつき、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	糸乗 前	滋賀大学教授
学校教育の関係者	川端 一	元公立小学校長
公募市民	木村 桂	

任期 令和元年6月27日～令和2年3月31日

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第2に掲げる教育委員会の附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

第4条以降（略）

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
(略)	(略)	(略)
草津市教育委員会事務外部評価委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育の関係者 (3) 公募市民	教育委員会事務局 教育総務課
(略)	(略)	(略)

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
(略)	(略)
草津市教育委員会事務外部評価委員会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで
(略)	(略)

議第32号

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和元年6月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市通学区域審議会委員に委嘱することにつき、草津市通学区域審議会設置条例（昭和47年草津市条例第24号）第3条第2項の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
草津市PTA連絡協議会の代表	乗越 圭子	草津市PTA連絡協議会 学校代表
その他教育委員会が必要と認めるもの	花澤 仁左エ門	志津南学区まちづくり協議会 会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	中村 孝	渋川学区まちづくり協議会 会計
その他教育委員会が必要と認めるもの	川副 和男	老上学区まちづくり協議会 理事
その他教育委員会が必要と認めるもの	清水 和廣	南笠東学区まちづくり協議会 会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	山岡 栄治	山田学区まちづくり協議会 会計
その他教育委員会が必要と認めるもの	中村 茂和	笠縫学区まちづくり協議会 会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	山崎 昌則	笠縫東学区まちづくり協議会 副会長

任期 令和元年7月1日～令和2年12月26日

（今回委嘱する委員の任期は、前任委員の残任期間）

○草津市通学区域審議会設置条例（抄）

（設置）

第1条 草津市立幼稚園、小学校および中学校（以下「学校」という。）の通学区域の適正を期するため、草津市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ学校の通学区域の設定および改廃に関する事項の調査審議を行い教育委員会に答申する。

（委員）

第3条 審議会は、委員25人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 草津市PTA連絡協議会の代表
- (3) 草津市校長会および草津市園長会の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（会長および副会長）

第4条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が、第3条第2項各号の一に該当しなくなつた場合においては、その職を失うものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、非常勤とする。

令和元年6月27日

教育委員会定例会協議書

草津市教育委員会

協議事項

教育委員会事務の点検および評価の報告書（平成30年度）（案）について

令和元年6月27日

教育委員会定例会議案書

〔追加〕

草津市教育委員会

付議事項

議第 33 号 草津市教育委員会事務局の所属職員の人事配置について

議第33号

草津市教育委員会事務局の所属職員の人事配置について

上記の議案を提出する。

令和元年6月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

○ 人事配置の概要

欠員が生じていた歴史文化財課への対応として、文化財技師の新規職員を採用し、令和元年7月1日付けで人事配置を行います。

○ 人事配置内示（新規採用）

新 任	氏 名	備考
○ 一般職級 教育委員会事務局歴史文化財課主事	いまだ ちか 今田 知花	新規採用

令和元年6月27日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 草津市文化財保存活用地域計画策定懇話会委員の委託について
- (2) 史跡芦浦観音寺跡整備基本計画策定懇話会委員の委託について
- (3) 草津市教育振興基本計画策定会議設置要綱について
- (4) 寄付受け入れ報告について

草津市文化財保存活用地域計画策定懇話会委員委託者一覧

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	井上 ひろ美	華頂短期大学講師
	岩崎 奈緒子	京都大学総合博物館教授
	金田 章裕	京都大学名誉教授 京都府立京都学・歴彩館館長
	鈴木 久男	京都産業大学文化学部教授
	藤井 健史	立命館大学理工学部助教
	山本 理佳	立命館大学文学部教授
団体代表	岡田 俊二	遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議
	北川 義洋	草津市観光物産協会副会長
	柴田 弘三	矢倉学区未来のまち協議会
	安井 正一	人と地域が輝く常盤協議会

任期 令和元年6月6日から計画策定日まで

草津市文化財保存活用地域計画策定懇話会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、草津市文化財保存活用地域計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、草津市文化財保存活用地域計画の策定に当たり、意見を交換することを目的とする。

(懇話会の委員)

第2条 懇話会は、委員10人以内で開催する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する団体から選出された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見の交換を行うものとする。

- (1) 草津市文化財保存活用地域計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(座長および副座長)

第4条 懇話会に座長および副座長をそれぞれ1人置く。

- 2 座長および副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇話会の進行を行う。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、教育長が招集する。

- 2 教育長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局歴史文化財課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月24日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、草津市文化財保存活用地域計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。

史跡芦浦観音寺跡整備基本計画策定懇話会委員委託者一覧

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	青柳 憲昌	立命館大学理工学部准教授
	有坂 道子	京都橘大学文学部教授
	井上 一稔	同志社大学文学部教授
	杉本 宏	京都造形芸術大学芸術学部教授
団体代表	北川 義洋	草津市観光物産協会副会長
	安井 正一	人と地域が輝く常盤協議会会長
所有者	西川 浄海	観音寺代表役員

任期 令和元年5月30日から計画策定日まで

史跡芦浦観音寺跡整備基本計画策定懇話会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、史跡芦浦観音寺跡整備基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、史跡芦浦観音寺跡整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）の策定に当たり、意見を交換することを目的とする。

(懇話会の委員)

第2条 懇話会は、委員7人以内で開催する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する団体から選出された者
- (3) 史跡芦浦観音寺跡所有者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見の交換を行うものとする。

- (1) 整備基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(座長および副座長)

第4条 懇話会に座長および副座長をそれぞれ1人置く。

- 2 座長および副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇話会の進行を行う。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、教育長が招集する。

- 2 教育長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局歴史文化財課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月24日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、整備基本計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。

草津市告示第34号

草津市教育振興基本計画策定会議設置要綱を次のとおり制定する。

令和元年6月11日

草津市長 橋川 涉

草津市教育振興基本計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に向けて、庁内において計画案の検討および協議を行うことを目的として、草津市教育振興基本計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画案の検討および協議に関すること。
- (2) その他基本計画の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 策定会議は、教育部副部長（総括）、教育部副部長（学校教育担当）、企画調整課長、人権政策課長、まちづくり協働課長、健康増進課長、子ども・若者政策課長、子ども家庭課長、幼児課長、幼児施設課長、教育委員会事務局各所属長をもって組織する。

- 2 会長は、教育部副部長（総括）をもって充てる。
- 3 副会長は、教育部副部長（学校教育担当）をもって充てる。

(会長等)

第4条 会長は、策定会議の事務を統括する。

- 2 会長に事故あるとき、または欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(事務局)

第6条 策定会議の事務を処理するために、教育委員会事務局教育総務課に事務局を置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年6月11日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
特注下駄箱	1		250,000	草津市野路東3丁目3番18号 玉川中学校PTA	H31年 3月12日	玉川中学校
小計			250,000			
合計			250,000			